

被告は、本準備書面において、令和7（2025）年5月27日付け原告第一準備書面（以下「原告第一準備書面」という。）における新たな事実主張に対して必要と認める限度で認否するとともに（後記第1）、同書面における原告らの主張に対して必要と認める範囲で反論する（後記第2）。

なお、略語等は、本準備書面において定めるもののほか、従前の例による。

第1 新たな事実主張に対する認否

1 第1の「2 本件レインボー柄排除命令は、裁判所法第71条第2項に基づく命令である」について

(1) 第1段落2行目「同裁判所の職員2名は」及び同4行目「傍聴席の」から同5行目「立っていた。」までの部分について

福岡地裁の裁判所職員2名が、本件福岡事件の令和5年6月8日の口頭弁論（判決言渡）期日（以下「本件弁論期日」という。）において、福岡地裁101号法廷前の廊下で、傍聴席への入り口を塞ぐ形で立っていたことは認める。

(2) 第1段落7行目「傍聴しようとする者」から同11行目「述べていた。」までの部分について

おおむね認める。ただし、傍聴しようとする者を入り口の前で並ばせていたのは、主に傍聴券を所持しているかを確認するのが目的であり、傍聴しようとする者の服装及び携行品を、「一人ひとり順番に」、「隈なく確認」という程度の厳格さをもって確認していたものではない。

(3) 第2段落1行目「原告鈴木に対しても」から2行目「発見し、」まで及び同3行目「原告鈴木が」から同5行目「答えた。」までの部分について

おおむね認める。ただし、「同様に全身のチェックをした」という点は、前記(2)と同様に、厳格な確認をしたものではない。

(4) 第3段落（「このような」から「一切なかった。」まで）について

服装や携行品に関する職員の要請を殊更無視して入廷した傍聴人がいなかったこと、裁判所職員から任意の協力要請であるという旨の発言がなかったことは認め、その余は、原告の感想めいた評価的主張であり、認否の要を認めない。

2 第1の「3 本件バッジ排除命令（清水）は、裁判所法第71条第2項に基づく命令である」について

(1) 第1段落2行目「土屋管理官を」から同3行目「行われた」について

本件公判期日が開始される前に、土屋管理官を含む静岡地裁の裁判所職員が服装・所持品検査を行っていたことは認める。

(2) 第1段落3行目「傍聴しようとする者は」から同7行目「許可された。」について

おおむね認める。ただし、「服の上から体を触られ」という点について、一般論として、金属探知機による検査で反応があり、本人の了解を得て服の上から手で触れて確認することはあり得るが、傍聴しようとする者全員に対して一律に行われるとは考え難く、本件公判期日にそのような事実があったことは確認できない。

(3) 第1段落11行目「原告清水は、」から同15行目「答えた。」までの部分について

おおむね認める。ただし、土屋管理官は、原告清水からの二つ目の質問に対し、「入廷できませんが、どうしますか。」と伝え、原告清水の意思を確認し、任意の対応を促したものである。

(4) 第1段落16行目「当該やりとりにおいて」から同17行目「感じていた。」までの部分について

不知。

(5) 第1段落17行目「土屋管理官ほか」から同19行目「一切なかった。」までの部分について

土屋管理官を含む静岡地裁の裁判所職員は、本件バッジの取り外しが任意の協力要請であるといった明示的な発言こそしていないが、前記(3)のとおり、原告清水の意思を確認し、任意の対応を促したものである。

3 第1の「4 本件パーカー文字排除命令は、裁判所法第71条第2項に基づく権力的事実行為としての処置である」について

(1) 第1段落1行目「土屋管理官を含む裁判所職員」から同3行目「発見した。」までの部分について

認める。

(2) 第1段落5行目「本件パーカーを脱ぐよう指示した。」について

否認する。土屋管理官は、原告清水に対し、「本件パーカーを脱いでもらうか、裏返してもらう方法がありますが、どうしますか。」と伝え、原告清水の意思を確認し、任意の対応を促したものである。

(3) 第1段落5行目「原告清水が、」から同8行目「貼り始めた。」までの部分について

原告清水が土屋管理官に対して本件パーカーの下に着用しているTシャツにも「HAKAMADA」という文字（以下「本件文字列」という。）が記載されている旨を伝え、土屋管理官が静岡地裁の職員に養生テープを持って来させたことは認め、その余は否認する。土屋管理官は、原告清水に対し、「本件パーカー等を脱いでもらうか、裏返してもらうか、テープ等で隠してもらう方法がありますが、どうしますか。」と伝え、その意思を確認したところ、原告清水が文字を隠す方法を選択したため、原告清水の同意の下、本件パーカーに養生テープを貼り付けたものである。

(4) 第1段落8行目「この時、」から同10行目「ことはなかった。」までの部分について

土屋管理官は、原告清水に対して、本件文字列を隠すことが任意の協力要請であるといった明示的な発言こそしていないが、前記(2)及び(3)のとおり、

原告清水の意思を確認し、任意の対応を促したものである。

- (5) 同 1 1 行目「一枚貼ったのみでは「HAKAMADA」の文字が透けたことから、」について

認める。

- (6) 同 1 2 行目「原告清水は」から 1 4 行目「待った」までの部分について

静岡地裁の職員が本件パーカーに養生テープを貼る際に、原告清水が特に抵抗する言動をしなかったことは認め、その余は不知。

- 4 第 1 の 5 「(2) 本件再審公判第 1 4 回期日の閉廷以降の指示について」について

- (1) 第 1 段落 1 行目から 2 行目に掛けての「裁判長國井はなお裁判官席に座った状態で、」について

國井裁判官が、本件公判期日の閉廷後、原告小川に対し、次回以降の期日で本件バッジを着用しないよう要請したときに、裁判官席に座っていたことは認める。

- (2) 第 2 段落 7 行目「この一連のやりとり」から同 9 行目「説明は一切なかった。」までの部分について

國井裁判官が任意の協力要請であるといった明示的な発言や説明をしていないことは認める。

第 2 原告らの主張に対する反論

1 法廷警察権の意義等

- (1) 裁判は、具体的事件に法を適用することによって、これを解決するものであり、裁判を行うには、対立当事者間の複雑で深刻な争いに関して、事実を確定し、法律を適用しなければならないのであって、静粛にかつ秩序正しく審理が行われてはじめて、迅速で適正な裁判を行うことができる。裁判所法 7 1 条は、こうした見地から、法廷では特にその秩序を維持する必要がある

として、法廷の秩序維持について規定するものである。

- (2) 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官（以下「裁判長等」という。）がこれを行うものであるところ（裁判所法71条1項）、ここでいう「秩序の維持」とは、法廷の威信と静粛で秩序正しい手続を確保するために執られる一切の処置をいい、こうした秩序維持に関する権限が法廷警察権にほかならない。

そして、法廷警察権の作用は、予防作用、妨害排除作用及び制裁作用から成るものと解される。

- (3) すなわち、裁判長等は、「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる」ところ（裁判所法71条2項）、ここでいう「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為とは、法廷における静粛で秩序正しい手続の進行を妨害する行為をいい、「不当な行状」とは、法廷において一般に守られるべき節度のある行為、態度、服装等がとられないことをいい、法廷内において、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用することは、通常、「不当な行状」に当たる。そして、こうした「不当な行状」は、多くの場合、法廷における裁判所の職務の執行を妨げるものであるが、仮に職務の執行を妨げるに至らなくとも、これらの行状自体、法廷の威信を傷つけるものとして、法廷警察権の対象になる。

また、上記の「法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ」とは、法廷における秩序を乱す者があった場合に、秩序を回復するために必要と認められる、退廷以外の行為をし、又は一定の行為をしないことを命じることをいい、こうした命令の中には、入廷して法廷の秩序を乱すおそれのある訴訟関係人や傍聴人に対する入廷禁止命令等も含まれる。そして、この命令は、強制的に執行できるものであり、しかもこれに従わない場合に、法廷等の秩序維持に関する法律2条の制裁を科され、又は裁判所法73条の刑罰

を科されることもあるものである。

さらに、上記の「必要な（中略）処置を執る」とは、法廷における秩序を乱す者があった場合、秩序を回復するために、前述の命令の方法によらず、事実行為をもって対処することをいい、秩序を乱す者に対し、説諭を行ったり、再び秩序を乱す行為に及んだ場合には退廷命令等を発する旨を警告するなどの処置がこれに当たる。

- (4) また、上記のほか、裁判所法以外の法律及び最高裁判所規則によって、法廷の秩序を維持するために、次のような予防的な措置を執る権限が裁判長等に与えられており、例えば、裁判長等は、裁判所職員に傍聴人の被服又は所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと思料する物の持込みを禁じさせることができ（裁判所傍聴規則1条2号）、こうした処置に従わない者、相当な衣服を着用しない者及び法廷において裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げ、又は不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入廷を禁ずることができる（同条3号）。

2 上田裁判官及び國井裁判官が裁判所法71条2項に基づく「命令」ないし「権力的事実行為としての処置」を行った旨の原告らの主張には理由がないこと

- (1) 上田裁判官は、原告鈴木に対して裁判所法71条2項の「命令」を発していないこと

ア 原告鈴木は、上田裁判官が、本件弁論期日に際し、原告鈴木を含む本件福岡事件の傍聴人に対し、傍聴する際にレインボー柄を着用することを禁止するという不作為義務を課す「命令」を発したとし、これを前提として、本件における国賠法上の違法性の評価に当たり、裁判所法71条2項の要件に照らした検討を行わない被告の主張が誤りであるなどと種々主張する（原告第一準備書面・6、15ないし21ページ）。

イ しかし、被告の令和7年3月31日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第2の3(1)ア（13及び14ページ）で述べたとおり、

上田裁判官は、本件弁論期日に際し、法廷警察権に基づき、福岡地裁の職員に対し、レインボー柄が見える服装を着用したり、同柄の携行品を所持している者がいる場合には、その者の入廷を制限するように包括的な指示をし、福岡地裁の職員は、当該指示に基づき、原告鈴木に対し、本件靴下のレインボー柄が見えないようにすることを要請し、原告鈴木は、当該要請に応じて、本件靴下の同柄の部分を折り込んでこれが見えないようにしたものである。

上記福岡地裁の職員に対する指示は、前記1(2)で述べた法廷警察権の予防作用に位置づけられるものであるところ、この指示に基づく任意の要請により所期の目的が達せられことから、本件において上田裁判官が原告鈴木に対して裁判所法71条2項の「命令」を発する事態には至らなかったものである。

したがって、上記アの原告鈴木の主張は、理由がない。

(2) 國井裁判官は原告清水に対して裁判所法71条2項の「命令」を発しておらず、土屋管理官は原告清水の主張に係る「権力的事実行為としての処置」などしていないこと

ア 原告清水は、國井裁判官が、本件公判期日に際し、原告清水に対して、本件バッジを着用して傍聴に臨むことを禁止するという不作為義務を課す「命令」を発し、また、土屋管理官が、國井裁判官の意向に基づき、原告清水の意向を顧みることなく一方的に、本件パーカーの本件文字列が見えない状態にするために原告清水の自由を制約するという「権力的事実行為としての処置」をしたとし(原告第一準備書面・7ないし9ページ)、これらを前提として、前記(1)アと同様に被告の主張が誤りであるなどと種々主張する。

イ しかし、被告準備書面(1)第2の3(2)ア(15ページ)で述べたとおり、國井裁判官は、本件公判期日に際し、法廷警察権に基づき、静岡地裁の職

員に対して、本件バッジを着用した状態又は本件パーカーの本件文字列が見える状態の者の入廷を制限するように包括的な指示をし、土屋管理官は、当該指示に基づき、原告清水に対し、本件パーカーを脱ぐか、本件文字列にテープを貼るなどして隠すこと、本件バッジを取り外すことを要請し、原告清水は、当該要請に応じ、自ら本件バッジを取り外すとともに、本件パーカーの本件文字列をテープで隠すことを了承し、土屋管理官が本件パーカーの本件文字列に養生テープを貼り付けたものである。

上記静岡地裁の職員に対する指示は、前記1(2)で述べた法廷警察権の予防作用に位置づけられるものであるが、土屋管理官による任意の要請により所期の目的が達せられたことから、本件において國井裁判官が原告清水に対して裁判所法71条2項の「命令」を発する事態には至らなかったものである。また、原告清水の主張に係る「権力的事実行為としての処置」がいかなる趣旨をいうものかは判然としないが、前記第1の2でも述べたように、土屋管理官は、原告清水の意思を確認し、任意の対応を促したにとどまり、原告清水の了承の下で本件パーカーの本件文字列をテープで隠したのであるから、これをもって「権力的」であるなどというのは、独自の評価を述べるものにすぎないというべきである。

したがって、上記アの原告清水の主張は、理由がない。

(3) 國井裁判官は、原告小川に対して裁判所法71条2項の「命令」を発していないこと

ア 原告小川は、國井裁判官が、本件公判期日の休廷時間中に、原告小川を含む静岡事件の弁護士らに対し、本件バッジを取り外すように「命令」を発したとし(原告第一準備書面・10ページ)、これらを前提として、前記(1)アと同様に被告の主張が誤りであるなどと種々主張する。

イ しかし、被告準備書面(1)第2の3(2)ア(15及び16ページ)で述べたとおり、國井裁判官は、本件公判期日の休廷時間中、本件バッジを着用

した原告小川を含む弁護人らに対し、開廷中は本件バッジを着用しないように要請し、当該要請にもかかわらず、原告小川が同期日において本件バッジを着用したままであったことから、閉廷後、原告小川を含む弁護人らに対し、次回以降の公判期日には本件バッジを着用しないように要請し、期日間における意見書（項1.8）の検討や電話連絡を経て、原告小川は、その後の公判期日には本件バッジを着用しなかったものである。

上記要請は、前記1(2)で述べた法廷警察権の予防作用に位置づけられるが、こうした任意の要請により所期の目的が達せられたことから、本件において國井裁判官が原告小川に対して裁判所法71条2項の「命令」を発する事態には至らなかったものである。

したがって、上記アの原告小川の主張は、理由がない。

(4) 裁判所法71条2項の「その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項」に係る命令がされたかどうかは基本的に事実認定の問題であり、原告らが上田裁判官、國井裁判官又は土屋管理官の言動を受けて抱いた内心は、当該認定を左右するものでないこと

ア(ア) 原告らは、前記(1)ないし(3)の各アの主張の前提として、裁判所法71条2項に基づく命令がされたかどうかという問題が、基礎となる事実関係に対して客観的に行われる法的な評価であるとし、上田裁判官ないし國井裁判官が命令を発したことを被告が否認したことにつき、そうした法的評価を争う趣旨と解する旨指摘する（原告第一準備書面・4ページの脚注）。

(イ) 確かに、裁判所法71条2項に基づく命令は、前記1(3)で述べたとおり、強制的に執行できるものであり、しかもこれに従わない場合には、法廷等の秩序維持に関する法律2条の制裁を科され、又は裁判所法73条の刑罰を科されることもある性質のものであるから、裁判長等の言動がそうした実質を備えたものであるかという法的評価を要する問題の側

面があることは否定し難い。

しかし、こうした命令の性質に照らし、裁判所としては、法廷の秩序が乱される蓋然性や法廷の秩序が乱される程度等の状況にもよるが、強制的な対応に出る前に任意の対応を促すことを検討し、まずはこれを実施することも往々にしてあるし、命令を発する以上、裁判長等は、その執行に当たることになる補助者等において命令が発せられたことを認識できるように、一定の作為ないし不作為を求める際に、その語尾を「命じます」としたり、「これは命令です」などと発言をするのが通常であり、こうした裁判長等の具体的な発言から、訴訟関係人ないし傍聴人に対して任意の要請がされたのか、命令が発せられたのかについては、客観的な事実として把握することが可能である。

このように、裁判長等が裁判所法71条2項に基づく命令を発したかどうかは、事実認定の問題と整理される事項というべきである（命令が発せられていれば、期日調書等によって立証できる事柄でもある）から、原告らの上記(ア)の指摘は失当である。

イ また、裁判所法71条2項に基づく命令は、裁判長等が、その裁量的判断によって、対象者の意思に関わらず、法廷の秩序維持に向けた状態を強制的に実現することを企図して発せられるものであるから、訴訟関係人ないし傍聴人に対して一定の作為ないし不作為を求める裁判長等の言動が裁判所法71条2項に基づく命令であるかどうかは、裁判長等の判断内容とその外部的な表明の在り方によって決せられるべき問題であり、当該作為ないし不作為を求められた者の内心は、これを左右するものとは解されない。

したがって、本件において、原告らは、上田裁判官ないし國井裁判官の要請やこれを受けた各裁判所職員の言動を自身がどう受け止めたかについて主張し、これを根拠として両裁判官が裁判所法71条2項に基づく命

令を発したなど主張するが、かかる主張は失当である。

ウ 本件において、上田裁判官及び國井裁判官は、いずれもその要請に原告らが応じない場合に、裁判所法71条2項に基づく命令を検討することになったと想定されるが、本件は、その前段階における任意の対応を求める要請にとどまったものである。

3 本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用は裁判所法71条2項の「不当な行状」に当たること

(1) 次に述べるとおり、上田裁判官及び國井裁判官が裁判所法71条2項に基づく「命令」ないし「権力的事実行為としての処置」を行っていないことは、前記2のとおりであるが、この点を措いても、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用が裁判所法71条2項の「不当な行状」に当たることは明らかである。

(2)ア 一般的に、はちまき等には、一定の主張やメッセージが記載されたり、団体やその活動等を象徴する色が用いられたりして、着用する側の連帯感や団結力を高める一方で、見る者に対して一定の影響を及ぼすものであるため、それらが法廷に持ち込まれると、裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねないし、これを放置することは、仮に職務の執行を妨げるに至らなくとも、法廷の威信を傷つける。

前記1(3)のとおり、法廷内において、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用することが通常、裁判所法71条2項の「不当な行状」に当たるとされるのは、こうした考慮がされるからにほかならない。

イ そして、被告準備書面(1)第2の3(1)イ(14ページ)で述べたとおり、本件靴下のようなレインボー柄の服装や携行品は、本件福岡事件の原告らに対する連帯と支持を表明するものと見ざるを得ないものであるし、同(2)イ(16ページ)で述べたとおり、本件バッジ及び本件パーカーは、これらに記載された文字列に照らし、本件静岡事件の被告人の無罪を訴え、被

告人を支持することを表明するものと見ざるを得ないものであり、そのようなものであるとの認識を有するにもかかわらず、本件靴下等を裁判所や事件当事者、傍聴人等が視認し得る態様で原告らが着用することを許容すれば、各事件の事案の内容や争点に照らし、いずれも裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねないものであるし、法廷内又はこれに近接した場所における喧噪につながりかねない。

すなわち、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーは、いずれも、それを着用して事件当事者の一方を支持する側の連帯感や団結力を高めるものであるとともに、見る者に対して一定の影響を及ぼすものと見ざるを得ないことから、はちまきやゼッケン等と同様に解されるものである。

したがって、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用をすることは、裁判所法71条2項の「不当な行状」に当たる。

(3)ア これに対し、原告らは、被告が主張する裁判所の「中立性、公平性」が具体性に欠け、被告の主張を善解すれば、裁判に関係する全ての者が裁判所に対して中立公正に行動する義務を負っていることとなるなどと主張する（原告第一準備書面・21ないし24ページ）。

イ しかし、裁判所の中立性、公平性は、原告らが支持する事件当事者の相手方やいずれの事件当事者にも与さない一般の傍聴人のみならず、後日、各裁判の状況を報道等で知る一般国民等との間でも広く問題とされ得るものであるし、裁判所は、そうした者の視点も念頭に置いて、その中立性、公平性を慎重に保つことに努めているものである。

そして、上記(2)イのとおり、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーを前記原告らが着用することを許容することは、一般国民等をして、本件静岡事件及び本件福岡事件を担当する裁判所の中立性、公平性に疑念を抱かせる可能性のあるものであるところ、被告準備書面(1)における主張の明確性ないし具体性を問題視する原告らの主張は、裁判所の中立性、公平性

の維持の在り方等に関する独自の見解を前提とするか、原告らが支持する者の相手方となっている事件当事者やいずれの事件当事者にも与さない一般の傍聴人の視点等を捨象した見地からのものにすぎず、およそ理由のないものというほかない。

なお、裁判所は、その職責として法廷における秩序の維持をするものであり、個別具体の状況において、必要に応じて法廷警察権に基づく命令を発したり、その前段階の任意の要請をするなどの対応をするものであって、被告は、そうした個別具体の状況を前提とせずに、原告が述べるような裁判に関係する全ての者が裁判所に対して中立・公平に行動する義務を負っているなどと主張するものではない。

- (4) なお、原告鈴木は、被告準備書面(1)第2の3(1)ウ(14ページ)において、被告が原告らと対立する考えを有する者等との喧噪の可能性を「特段の事情」の要素としているにもかかわらず、被告が「一方当事者ないしその支援者と対立すると想定される者が集団を形成しているか否か、そうした対立をうかがわせる活動を表立って行っているか否かなど(レインボー柄に反発する対立集団の存否等)といった事情が法廷警察権行使の可否ないし当否を左右するとは解されない。」と、対立集団の存否等が法廷警察権の行使とは無関係であるとも主張しているとして、被告の主張に一読して明らかな矛盾がある旨主張する(原告第一準備書面・24ページ)。

しかし、被告は、原告らと対立する考えを有する者が、団体を形成せずに、また表だった活動をそれまでしていない可能性等を想定して、被告準備書面(1)における主張をしたものであって、そうした個人との間でも喧噪は生じ得るのであるから、被告の主張に何ら矛盾はない。

原告の上記主張は、被告の主張を曲解するものであって、失当である。

4 小括

以上によれば、上田裁判官、國井裁判官及び土屋管理官の行為は、裁判所法

71条2項の規定に反するものではなく、原告第一準備書面における原告らの主張は理由がない。

第3 結語

以上の次第で、原告らの請求は、理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以上